

史跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画

(中間案)

2015（平成 27）年 7 月

伊賀市教育委員会

序 文

伊賀市北部には「府中」と呼ばれる地名が残されています。江戸期の絵図にはその地名が見られませんが、明治期には11村（山神村・土橋村・西条村・東条村・阪ノ下村・外山村・千歳村・一ノ宮村・佐那具村・服部村・印代村）が合併して府中村となり、戦後まで存続しました。その後、昭和の大合併に際して上野市の一部となりますが、府中の名前は、学校名や行政的な区分名として現在も残っています。

「府中」の名の示すところは、かつて国府が置かれた地域であるということであり、全国各地の事例がそのことを物語っています。古代伊賀国においてもその例外ではないとされてきましたが、実際の府中地内のどこに国府が所在したかという物証は得られないままでした。平成に入り府中地内で実施された発掘調査は、国府跡の所在に対する明確な解答を示し、柘植川北岸の坂之下の地に、国府の中心的な施設である国府跡が所在したことが明らかにされました。

伊賀国府跡は、政庁における主要な施設の配置関係がほぼ判明し、奈良時代末から平安時代後半にかけて長期にわたり遺構の変遷が追える官衙跡として、2009（平成21）年7月に国史跡に指定されましたが、それを受けて指定地の公有化事業にも着手しています。

また、2010（平成22）年度から2011（平成23）年度にかけて、国の補助事業として『国史跡伊賀国府跡保存管理計画書』の策定を行いました。保存管理計画書でも触れた史跡の整備・活用に関して、本年度に基本計画の策定を行いました。本計画書は、史跡及びその周辺をどのように保全していくか、公有化した範囲を史跡公園として整備・活用していく方向性を示していますが、本書を元にして今後も大局的な見地に立ったご意見を頂戴できれば幸いです。

最後になりましたが、本計画書の策定にあたりご指導、ご助言いただいた史跡伊賀国府跡保存整備計画検討委員会の皆さま、文化庁、三重県教育委員会等の関係機関、そして地元である坂之下区、府中地区の皆さまに深く感謝申し上げます。

2015（平成27）年7月

伊賀市教育委員会

教育長 野口 俊史

例 言

1. 本書は、三重県伊賀市坂之下字国町・字前田に所在する史跡伊賀国庁跡（2009（平成21）年7月23日国指定）の保存整備活用基本計画書である。
2. 本計画書の策定事業は、史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会を設置し、文化庁文化財部記念物課、三重県教育委員会社会教育・文化財保護課の指導のもと、伊賀市教育委員会文化財課が実施した。
3. 史跡伊賀国庁跡保存整備計画検討委員会の委員および指導機関等は、以下の通りである。

委員	山中敏史（委員長）	奈良文化財研究所客員研究員
	西森平之（副委員長）	伊賀市文化財保護審議会委員（地元代表）
	坂井秀弥	奈良大学文学部文化財学科教授
	寺崎保広	奈良大学文学部史学科教授
	栗野隆	東京農業大学地域環境科学部助教
	上出通雄	府中地区住民自治協議会（地元代表）
	田中栄一	坂之下区代表（地元代表）

指導機関

文化庁文化財部記念物課	
	文化財調査官 青木達司
三重県教育委員会社会教育・文化財保護課	
	技師 石井智大
	技師 川部浩司

事務局

伊賀市教育委員会	教育長 野口俊史
	教育次長 伊室春利
	文化財課課長 狩野守正
	同 主幹 福田典明
	同 主査 福島伸孝

コンサルタント

株式会社イビソク

目 次

序文

例言

第1章 保存整備活用基本計画の策定

- 第1節 基本計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 基本計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第3節 基本計画策定の対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 史跡伊賀国庁跡の立地環境等

- 第1節 位置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2節 自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第3節 歴史的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ①伊賀市の歴史的環境
 - ②伊賀市の文化財
- 第4節 社会環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - ①交通
 - ②産業
 - ③観光
 - ④関連法規制
- 第5節 上位計画など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 史跡を取り巻く環境

- 第1節 伊賀国の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第2節 府中地区の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 史跡伊賀国庁跡の概要

- 第1節 伊賀国府・伊賀国庁について・・・・・・・・・・・・ 15
- 第2節 調査の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第3節 遺構・遺物の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第4節 指定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 第5節 指定地の土地利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第5章 保存管理の基本理念

- 第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 第2節 整備対象地の保存管理方法・・・・・・・・・・・・ 22
- 第3節 バッファゾーンの保護管理指針・・・・・・・・・・・・ 22

第6章	整備基本計画	
第1節	基本方針	23
第2節	ゾーン区分と地区別整備計画	23
第3節	造成計画	25
第4節	雨水排水計画	25
第5節	遺構整備計画	26
第6節	植栽・修景計画	27
第7節	関連施設整備計画	28
第8節	サイン計画	29
第9節	バッファゾーンの整備計画	29

↑ 2014（平成26）年度 取りまとめ範囲

第7章	利活用基本計画	
第1節	基本方針	30
第2節	利活用計画	31
第3節	ネットワーク計画	31
第8章	管理運営体制・調査計画	
第1節	管理運営体制	34
第2節	調査計画	34
第9章	整備に向けて	
第1節	年次計画	36
第2節	事業費概算	37
第3節	今後の課題	37

第1章 保存整備活用基本計画の策定

第1節 基本計画策定の目的

伊賀国庁跡は三重県伊賀市坂之下に所在する官衙遺跡であり、律令制度の国区分における下国の国庁の実態が、考古学的に初めて確認された極めて貴重な遺跡であることから、2009（平成21）年7月23日に国史跡に指定された。

貴重な文化財を適切に保護し、次世代へ引き継ぐため、伊賀市では史跡指定地の公有化を進め、併せて指定地の現状変更等の取扱基準を定めた保存管理計画を策定した。

本計画では、2010（平成22）～2011（平成23）年度にかけて策定された「史跡伊賀国庁跡保存管理計画」における保存管理の基本方針や整備活用の方向性、管理運営の方針等を踏まえた上で、史跡を確実に保護・継承しつつ、史跡の価値を顕在化し、市民に長く親しまれるような史跡公園としての整備指針を示す。また、伊賀国庁跡の基本的な整備内容や手法等についても提示することとする。

第2節 基本計画策定の経過

伊賀国府跡範囲確認調査は、1988（昭和63）年からの圃場整備事業に伴い実施された。当時の国府比定地の有力な候補地であった柘植川南岸の沖積平野における発掘調査で奈良・平安期頃の遺構は認められず、柘植川北岸の坂之下地区の字国町を中心とした地域において当該期の大型掘立柱建物、掘立柱塀、溝などの遺構が検出された。また、「國厨」墨書土器の出土や「こくっちょ」地名の伝承などからも、この場所こそが伊賀国府の中枢部にあたる国庁跡であると考えられるようになった。

1993（平成5）年までの範囲確認調査の結果、伊賀国庁跡は、主要な施設配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好であり、奈良時代末から平安時代後半までの変遷が追える貴重な遺跡として、高い評価を得た。しかし、圃場整備や地目変更規制等の関係により、史跡指定の機運は熟さず、協議は一時中断となった。

2007（平成19）年度には、史跡指定に向けて伊賀市教育委員会が地元協議を再開し、地権者の同意を得て、伊賀国庁跡は2009（平成21）年7月23日付けで国史跡となった。

表1 計画策定までの流れ

年 度	内 容
1987年度 (昭和62年度)	地元有志者と県教育委員会が、上野北部地区の県営圃場整備事業に際しては、事前に発掘調査を実施し、圃場整備事業と文化財の保存と調和を図ることを確認。
1988年度 (昭和63年度)	県教育委員会が柘植川南岸の印代・西条地区を中心に、範囲確認調査を実施したが、顕著な遺構は検出されず。
1989年度 (平成元年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に、範囲確認調査を実施し、国町地区で大型の柱穴が検出される。
1990年度 (平成2年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施し、国町地区で大型掘立柱建物等が検出される。
1991年度 (平成3年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区等の範囲確認調査を実施。 伊賀国庁確認調査指導員会議によって、坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことが正式に確認される。
1992年度 (平成4年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の外山地区を調査。
1993年度 (平成5年度)	県埋蔵文化財センターが柘植川北岸の国町地区を調査し、政庁の範囲等を確認。 県埋蔵文化財センター所長から、今後の保護・取扱いに関する確認文書が出される。
1994年度 (平成6年度)	文化庁から県に、伊賀国庁跡を国史跡に指定する意向が伝えられる。 上野市教育委員会が史跡指定に向けて、関係機関や地元との協議を実施。
(協議、一時中断)	
2003年度 (平成15年度)	土地改良区と協議再開。
2007年度 (平成19年度)	指定に向けての地元協議再開。
2008年度 (平成20年度)	指定に向けての地権者の同意を得る。 伊賀国庁跡の史跡指定意見具申書の提出。
2009年度 (平成21年度)	伊賀国庁跡を国史跡とする文化審議会の答申が文部科学大臣に提出される。 伊賀国庁跡が国史跡として官報告示される。
2010年度 (平成22年度)	指定地の買上げ開始。 指定地の現状把握のための地形測量実施。
2011年度 (平成23年度)	史跡伊賀国庁跡保存管理計画の策定。

2010（平成 22）年度からは史跡指定地等の公有化を開始し、併せて指定地の現状把握のための地形測量を実施した。2011（平成 23）年度末には保存管理の方針や現状変更の取扱基準などを定めた「史跡伊賀国庁跡保存管理計画」を策定した。

史跡指定地の広域の公有化の目処がたったことから、伊賀国庁跡の史跡整備に向けて、基本的な整備内容や手法等について検討するため、2014（平成 26）年度に「史

跡伊賀国庁跡保存整備活用基本計画策定委員会」を設置した。委員会の構成と委員会経過は以下の通りである。

【伊賀国庁跡保存整備活用基本計画策定委員会】

委員名	分野	所属・勤務先等
山中敏史 (委員長)	学識経験者 (考古学)	奈良文化財研究所客員研究員
西森平之 (副委員長)	地元代表	伊賀市文化財保護審議会委員
坂井秀弥	学識経験者 (考古学)	奈良大学教授
寺崎保広	学識経験者 (文献史学)	奈良大学教授
栗野隆	学識経験者 (遺跡整備)	東京農業大学助教
上出通雄	地元代表	府中地区住民自治協議会
田中栄一	地元代表	坂之下区代表
青木達司	(オブザーバー)	文化庁文化財部記念物課 文化財調査官
石井智大	(オブザーバー)	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課 技師
川部浩司	(オブザーバー)	三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課 技師
野口俊史	(事務局)	伊賀市教育委員会 教育長
伊室春利	(事務局)	伊賀市教育委員会 教育次長
狩野守正	(事務局)	伊賀市教育委員会 文化財課課長
福田典明	(事務局)	伊賀市教育委員会 文化財課主幹
福島伸孝	(事務局)	伊賀市教育委員会 文化財課主査
門倉行秀	(コンサルタント)	株式会社イビソク
鈴木香枝	(コンサルタント)	株式会社イビソク

【委員会経過】

第1回委員会

2014 (平成 26) 年 10 月 2 日 (木) 13 時 30 分～

- ・保存整備活用基本計画 (案) について

第2回委員会

2014 (平成 26) 年 12 月 26 日 (金) 13 時 30 分～

- ・保存整備活用基本計画 (案) について

第3回委員会

2015 (平成 27) 年 2 月 25 日 (水) 13 時 00 分～

- ・保存整備活用基本計画 (案) について

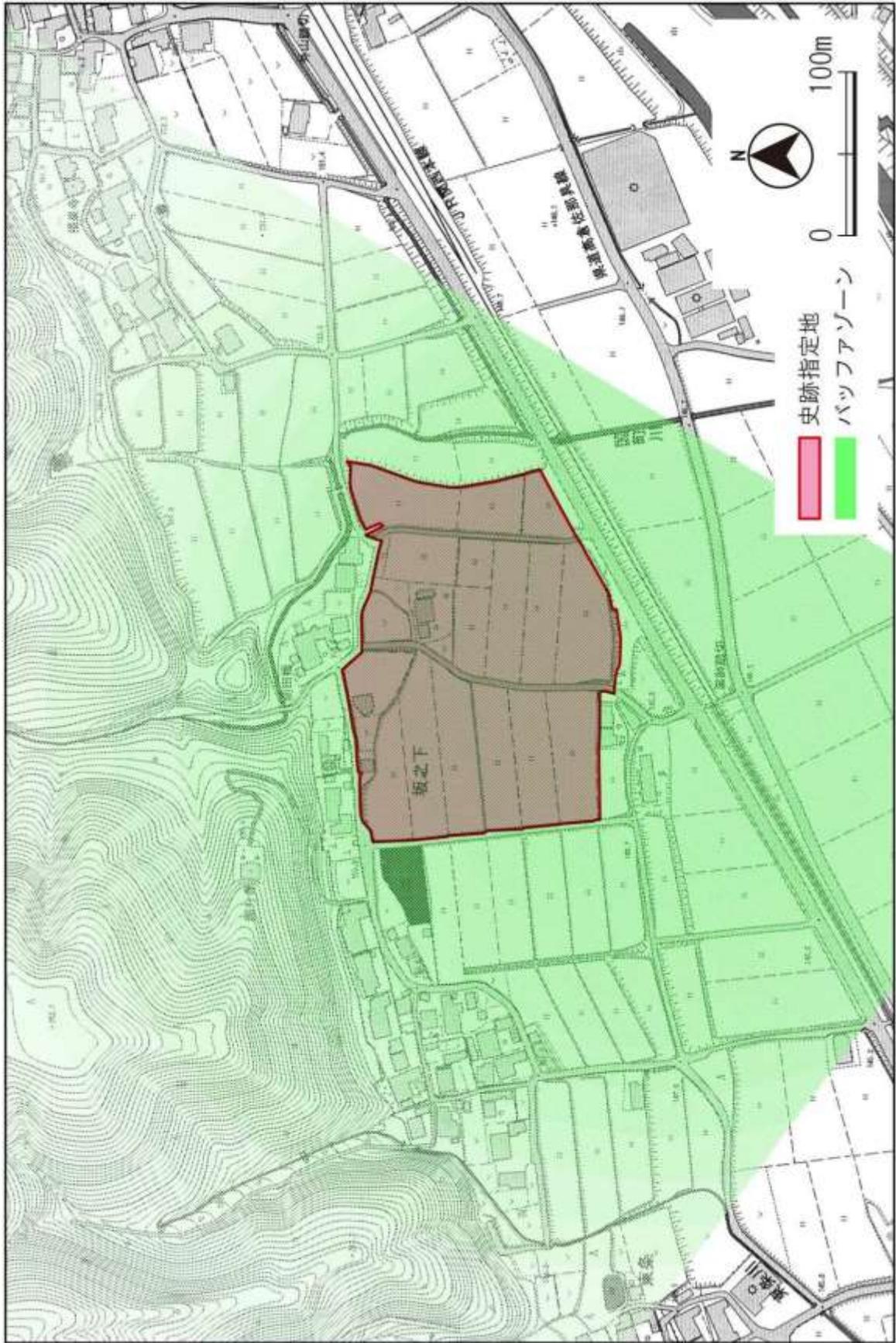
第3節 基本計画策定の対象範囲

この保存整備活用基本計画において、遺構表示などの遺跡整備を実施する対象地は、史跡の保護及び史跡の活用を考慮し、史跡指定地内で宅地等を除いた、水田を中心とした 26,006.22 m²の範囲である（第1図）。しかし、史跡指定地に加え、史跡周辺の景観保全の観点から、史跡周辺地もバッファゾーンとして本計画の対象範囲とする（第2図）。この史跡周辺地区については、史跡と調和した景観の保全を目指して、史跡のバッファゾーンとして良好な景観を保全できるよう協力を求める。

このほか、利活用においては、御墓山古墳をはじめとする周辺の遺跡や、伊賀国分寺跡、文化財施設等とのネットワーク化を図り、それらと一体となった本史跡の利活用を促進することとする。



第1図 整備対象範囲図（農地現況地番図より作成）

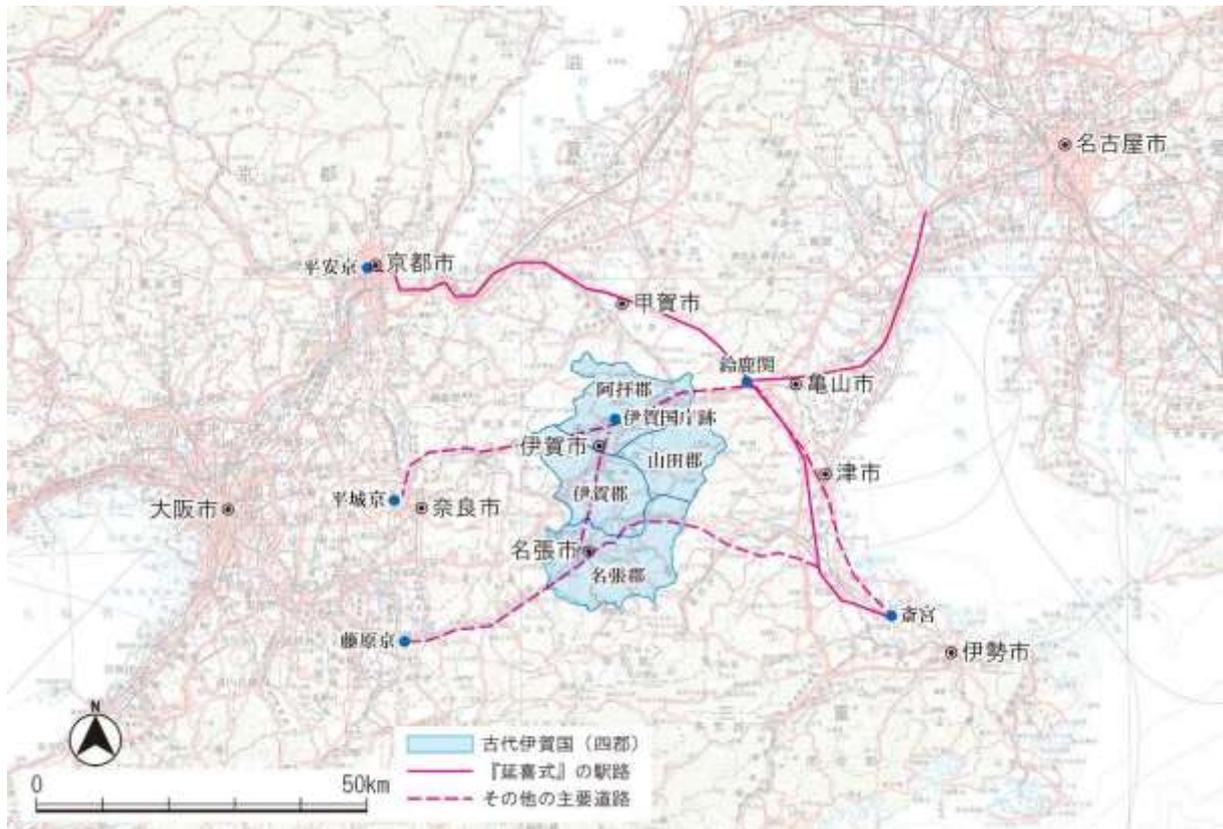


第2図 計画対象範囲図（伊賀市地形図より作成）

第2章 史跡伊賀国庁跡の立地環境等

第1節 位置

史跡伊賀国庁跡の所在する伊賀市は、三重県北西部に位置し、北は滋賀県甲賀市、東は亀山市・津市、南は津市・名張市、西は奈良県奈良市・山辺郡山添村、京都府相楽郡南山城村に接する。市域は奈良・京都・大阪・名古屋の都市部から100km圏内にあり、名古屋市中心部よりも関西圏の中心部に近い。



第3図 広域位置図（国土地理院50万分1地方図 中部近畿より作成）

第2節 自然環境

伊賀市の総面積は558.23km²で、東西約30km、南北約40kmと、やや南北に長い市域を有している。市域は上野盆地と言われるように、周囲を山地に囲まれた地形となっている。北に信楽山地、東に鈴鹿山脈、布引山地、南に室生山地、西に大和高原が広がっている。盆地においては山地部より派生した低丘陵・台地が見られ、その間をぬうように主要河川である木津川、服部川、柘植川が北流、西流していて、河川両岸に沖積地が広がっている。史跡伊賀国庁跡は、木津川支流の柘植川右岸の段丘上に立地する。

伊賀市の気候は、盆地に位置していることから、寒暖の差が大きい典型的な内陸性気候となっている。また、県内では年間を通して比較的降水量が少ない地域となっている。

第3節 歴史的環境

①伊賀市の歴史的環境

伊賀の歴史は旧石器時代にさかのぼり、石器を使用した人々の痕跡が比土遺跡で確認されている。縄文時代については、市部（森脇遺跡）や外山（追越遺跡）などで竪穴建物や土器が検出されており、服部町（小芝遺跡）や才良（才良遺跡）などで弥生時代の集落の痕跡が確認されている。古墳時代には、上野地域や大山田地域・青山地域といった主要河川の中流域を望む丘陵地を中心に、御墓山古墳や石山古墳などの大型前方後円墳が築造された。古墳時代中期の城之越遺跡では、水の祭祀遺構が確認されている。

7世紀には三田・才良・鳳凰寺に古代寺院が建立され、『扶桑略記』によれば680（天武9）年に伊賀国が成立したとされる。成立当初の国庁の位置は未確認であるが、8世紀後半になると西明寺に伊賀国分寺・国分尼寺（長楽山廃寺）が設置され、8世紀末には坂之下に伊賀国庁が設置された。伊賀国庁は、11世紀中頃には廃絶したと考えられる。

この坂之下の発掘調査では、8世紀末より遡る遺構は検出されていない。このことから、8世紀後半以前の国庁は別の地にあり、坂之下の地に移転してきたものと思われる。

中世の伊賀国には「伊賀惣国一揆」とも称される中・小領主の連合体が存在し、多くの城館跡が造営された。1581（天正9）年、織田信長の伊賀攻め、1586（天正14）年、豊臣秀吉による伊賀国の検地、1608（慶長13）年、藤堂高虎の伊賀入国などを経て、江戸時代には伊賀国一帯は津藩領となった。

1871（明治4）年、旧伊賀国は廃藩置県によって津県の管轄となり、翌年には三重県が成立した。1889（明治22）年の市町村制施行後、幾度かの合併を経て、2004（平成16）年11月1日に、上野市、伊賀町、阿山町、大山田村、島ヶ原村、青山町の1市3町2村が合併して、現在の伊賀市となった。

②伊賀市の文化財

2014（平成 26）年 5 月 1 日現在、伊賀市は指定・登録・選択文化財あわせて 463 件を有しており、埋蔵文化財包蔵地も 2,700 ヶ所を数える。

表 2 伊賀市内文化財件数一覧

	建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡	歴史資料	考古	有形	無形	名勝及び 史跡	史跡及び 名勝	史跡	天然 記念物	計
								民俗文化財						
国指定	8	2	18		2		1		1	1		7	3	43
県指定	13	10	32	11	10	2	6	3	5		1	12	6	111
市指定	40	12	57	27	41	11	17	13	9			30	23	280
計	61	24	107	38	53	13	24	16	15	1	1	49	32	434
国選択									1					1
国登録	26													26
市登録												2		2
合計	87	24	107	38	53	13	24	16	16	1	1	51	32	463

平成26年5月1日現在

※国選択とは、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」を指す

第 4 節 社会環境

①交通

伊賀市の幹線道路は、市域を南西から北東に横断する名阪国道が道路交通の大動脈となっていて、西名阪道、東名阪道を介して大阪・名古屋の大都市圏とつながっている。また、市北部の国道 25 号、国道 163 号は、市中央部で交差して東西に抜けていき、市南部の国道 165 号は奈良県宇陀方面から三重県津・伊勢方面に通じている。一方、国道 368 号と国道 422 号が名阪国道等と交差してつながり、南北方向の人や物流の動脈となっている。

鉄道交通は、北部に J R 関西本線が、南部に近鉄大阪線が走っていて、J R 伊賀上野駅と近鉄伊賀神戸駅を伊賀鉄道伊賀線が結び、J R 柘植駅からは草津線が分岐していて、滋賀・京都方面と結んでいる。

②産業

伊賀市の産業別人口は、農林業を主体とする第一次産業が 7 %、製造業・建設業を主体とする第二次産業が 41%、サービス業・卸小売業を主体とする第三次産業が 52% 程度の比率となっている。第一次産業、第二次産業の比率がともに減少し、第三次産業の従事者が増える傾向にある。

③観光

伊賀市は、大阪・名古屋の都市圏から比較的近距离で、両者の中間にあたる位置にあり、道路網や鉄道網の整備によって広域交通ネットワークの利便性が高い地域となっている。四方を緑豊かな山々に囲まれ、布引山地一帯、青山高原、白藤の滝、岩倉峡、馬野溪谷など四季を彩る自然資源に恵まれている。また、先人から受け継いだ歴

史と文化を形成し、藤堂高虎公が築いた城下町、都や伊勢を結ぶ大和・伊賀・初瀬の三街道、松尾芭蕉生誕の地、伊賀流忍者の里など人文資源も豊富にある。加えて、上野天神祭や上野城薪能をはじめ、伝統的な祭事や芸能が市内各地で継承されており、地域の自然や農業、生活文化に因んだ祭りやイベントも市内各地で開かれている。

④関連法規制

現在、史跡指定地及び周辺地域には、以下のように文化財保護法等の規制がかかっている。

表3 関連法規一覧

関連法規	対象地域	指定の概要	担当窓口
文化財保護法	史跡伊賀国庁跡	国史跡に指定され、現状変更等の行為を制限することにより遺跡が保護されている。	伊賀市教育委員会 文化財課
	周知の埋蔵文化財包蔵地（伊賀国府跡など）	包蔵地内で土木工事を実施する場合には、届出又は通知義務がある。	
砂防法	史跡指定地の山稜上（旧阿山町側）	砂防指定地域内で住宅建築や伐採、土地造成等の一定規模以上の行為を実施する場合には、県知事の許可が必要となる。	三重県伊賀建設事務所 事業推進室流域課 （総務・管理室管理課）
都市計画法	史跡指定地と周辺（旧上野市のエリア）	市街化調整区域に指定され、市街化を抑制すべき区域となっている。	伊賀市建設部 都市計画課
農業振興地域の整備に関する法律	史跡指定地の周辺	農業振興地域に指定され、圃場整備事業が実施されている。	伊賀市産業振興部 農林振興課

第5節 上位計画など

伊賀国庁跡の整備活用は、伊賀市の基本計画である『第2次伊賀市総合計画 再生計画』（2014（平成26）年3月策定）の具現化のための施策の一つとして位置付けられており、関連計画との整合・調整を図りながら進める必要がある。以下に関連計画の概要を記載する。

『第2次伊賀市総合計画 再生計画』は、2014～16（平成26～平成28）年度までの3年間に取り組むべき重点プロジェクト、及び分野別施策を策定したものである。「6-2.文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり」の「4.歴史や文化を守り、未来へと引き継ぐ」の施策では、「国史跡伊賀国庁跡の公有化を進めるとともに、上野城跡をはじめとする史跡を保存しつつ、その整備を進めます。」とあり、施策の方向では「貴重な文化財を次世代に引き継ぐため、調査、保存、伝承並びに活用に努める。」としている。また、主な事業として「伊賀国庁跡公有化事業」を挙げており、「伊賀国庁跡の史跡範囲を公有化し、歴史公園の整備計画を策定して、史跡整備を行います。」としている。

『伊賀市生涯学習推進大綱』は、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10ヶ年を計画期間として策定され、前期と後期の各5年間を期間とする基本計画からなる。2012（平成24）年3月策定の『後期基本計画』では、アンケート調査やグループインタビュー結果から得られた課題を整理し、計画に反映させており、「4. 地域の歴史・文化・環境の保護・継承と活用」の「（1）歴史・文化の保護と継承の推進」では、「史跡伊賀国庁跡を含めた文化財の保存整備事業を計画的かつ効果的に実施します。」としている。

2008（平成20）年12月策定の『伊賀市景観計画』は、伊賀らしい景観まちづくりを市民、事業者及び伊賀市の協働で進め、もって愛着と、誇りを持てる「ふるさと伊賀」の実現に寄与することを目的とした計画である。伊賀市域全域を景観計画区域とし、景観の特性に応じて5つの「風景区域」に区分している。伊賀国庁跡周辺は「農の風景区域」となっており、大規模な建築物、工作物に対しては、田園景観に調和した意匠、形態となるよう誘導を図る点や、優れた視点場からの眺望景観について、建物の配置や規模に配慮し、その保全を図る点などを方針として挙げている。

『伊賀市地域活性化計画』は、2007（平成19）年度から2016（平成28）年度までの10ヶ年を計画期間として策定され、前期と後期の各5年間を期間とする推進計画からなる。2012（平成24）年3月策定の『後期推進計画』では、「基本施策④市全体の観光・体験・交流の連携システムの構築」において、持続可能性の高い地域企画型（着地型）観光をめざし、市街地における歴史的・文化的資源、農山村地域での暮らしぶりやそこで培われてきた農林業など、その地域にしかない豊かな資源等を活かしながら体験・交流・学習を柱とした観光振興を図るとしている。

『伊賀市観光振興ビジョン』は、近年の少子高齢化、情報化、国際化、自然環境への関心など社会・生活環境の変化に対応した、伊賀市の観光振興の将来像を示すものとして2012（平成24）年3月に策定された。観光振興ビジョンの目的は、「伊賀の各地域に分散する多彩な「輝き」をつなぎ、互いに関連し合い、みんなで支え合う「伊賀の観光スタイル」を提示する」ことである。重点的かつ優先的に取り組むべき施策として、“産業”、“歴史・文化”、“自然と健康”、“農林業と食”など、豊かな地域資源を活用したテーマ性の高い観光スタイルの提供や、市内に分散する多様な資源を結び回遊するミニ観光圏の創造などを挙げている。

第3章 史跡を取り巻く環境

第1節 伊賀国の歴史

三重県は律令制下の国名でいうと主に伊勢、志摩、伊賀の三国から成り立つ。伊賀国は、三重県の北西部に位置し、680（天武9）年に伊勢国から分離した。西は平城京、恭仁京が置かれた大和国、山城国と接し、北は紫香楽宮が置かれた近江国と接している。阿拝、山田、伊賀、名張の四郡からなり、『倭名類聚抄』には、伊賀国府は阿拝郡に所在し、阿拝郡は、柘植、川合、印代、服部、三田、新居の六郷から成り立つと記されている。

伊賀国は、北端部に位置する上野盆地を中心に発展してきた。木津川、服部川、柘植川の合流するところで古代から交通の要衝として栄えた地域である。特に盆地北部は柘植川が西に流れて木津川と合流し、この河川沿いには奈良時代に東海道が新設され、加太越で東海へ向かう幹線道沿いの地域である。

国庁が所在した柘植川右岸の山稜上は、外山・鷺棚古墳群をはじめとする古墳群の密集地域の一つである。対岸に所在する伊賀地方最大規模の御墓山古墳を含め、前方後円墳が群をなす地域であり、後期においても勘定塚古墳など大規模な横穴式石室墳が所在することから、古墳時代を通じて有力な集団の存在がうかがえる。

この状況は飛鳥時代にも引き継がれ、外山大坪遺跡、そして追越地区での発掘調査の結果からも、外山周辺には国府成立前の集落の存在が明らかになりつつある。

『日本書紀』の壬申の乱の記載では、大海人皇子が吉野から挙兵する際、名張から伊賀郡家（神戸・下郡付近）、柘植を通り東国に入っている。飛鳥に都が置かれていた頃、この道筋が東国への街道に当たると考えられる。奈良に遷都されると、711（和銅4）年に伊賀国阿閉郡新家駅が新設され、街道も変わる。現在の木津川沿いの関西本線のルートで、伊賀国を通過し、東の加太越で伊勢・東国へと向かう。8世紀末、平安京に遷都すると東海道は近江国経由に代わり、更に886（仁和2）年には鈴鹿越えの東海道（阿須街道）、現国道1号線にあたるルートへと移っていく。名張から東の伊勢へと向かう道は、平安時代の斎王が都に帰京する、斎王の退下の道として知られている。

大和から伊賀を通過して伊勢に抜ける道筋には南から白鳳時代の才良廃寺、伊賀郡家に比定される下郡遺跡などがあり、伊賀国庁の南5kmには伊賀国分寺跡（国分僧寺）と長楽山廃寺跡（国分尼寺）が位置し、このルートが伊賀国内の主要な街道であったことを示している。なお、国分寺の北に延長する位置には条里の痕跡が見られ、さらに延長する位置に国町地区が存在することから、国分寺と国庁の位置関係は有機的なつながりがあると言える。

式内社は、伊賀国一之宮の敢国神社、二之宮である小宮神社、三之宮である波多岐神社などが国庁周辺に見られる。

国庁の移転・廃絶後の注目すべき遺跡に楽音寺跡がある。同寺は、国庁の北西に位置する標高250mほどの山地に立地する、いわゆる山岳寺院で、低地部との比高差は100mほどである。

楽音寺跡には、山地の中腹の平坦地に「国分寺」と称する一堂が残り、堂の入口に

かかる額には「医王殿」とある。山上付近を中心に、平坦地面が認められ、経塚等の存在も知られている。

楽音寺の名は、『三国地志』所載の「伊賀国楽音寺縁起」や地元保有の「伊賀国楽音寺住僧等言上状写本」などにみえ、当地に薬師堂を建立したことに始まるとされる。中近世を通じて存在した寺院であったようである。

また、『三国地志』によれば、伊賀国分寺退転の後、「国府の薬師」と呼ばれていた楽音寺が、1722（享保7）年に公裁を経て国分寺の称号を得たとあり、現在残る「国分寺」の名は、これに由来する。

第2節 府中地区の概要

伊賀国庁跡が所在する坂之下地区は、旧府中村に属する。府中村とは、その名の示す通り国府が所在したとされる地域を示している。1889（明治22）年の市町村制の施行で、外山村・佐那具村・千歳村・一ノ宮村・印代村・服部村・山神村・土橋村・西条村・東条村・坂之下村の区域をもって阿拝郡府中村が発足した。府中村は、1950（昭和25）年に旧上野市に編入され廃止となったが、「府中地区」としての区分が現在も残っている。

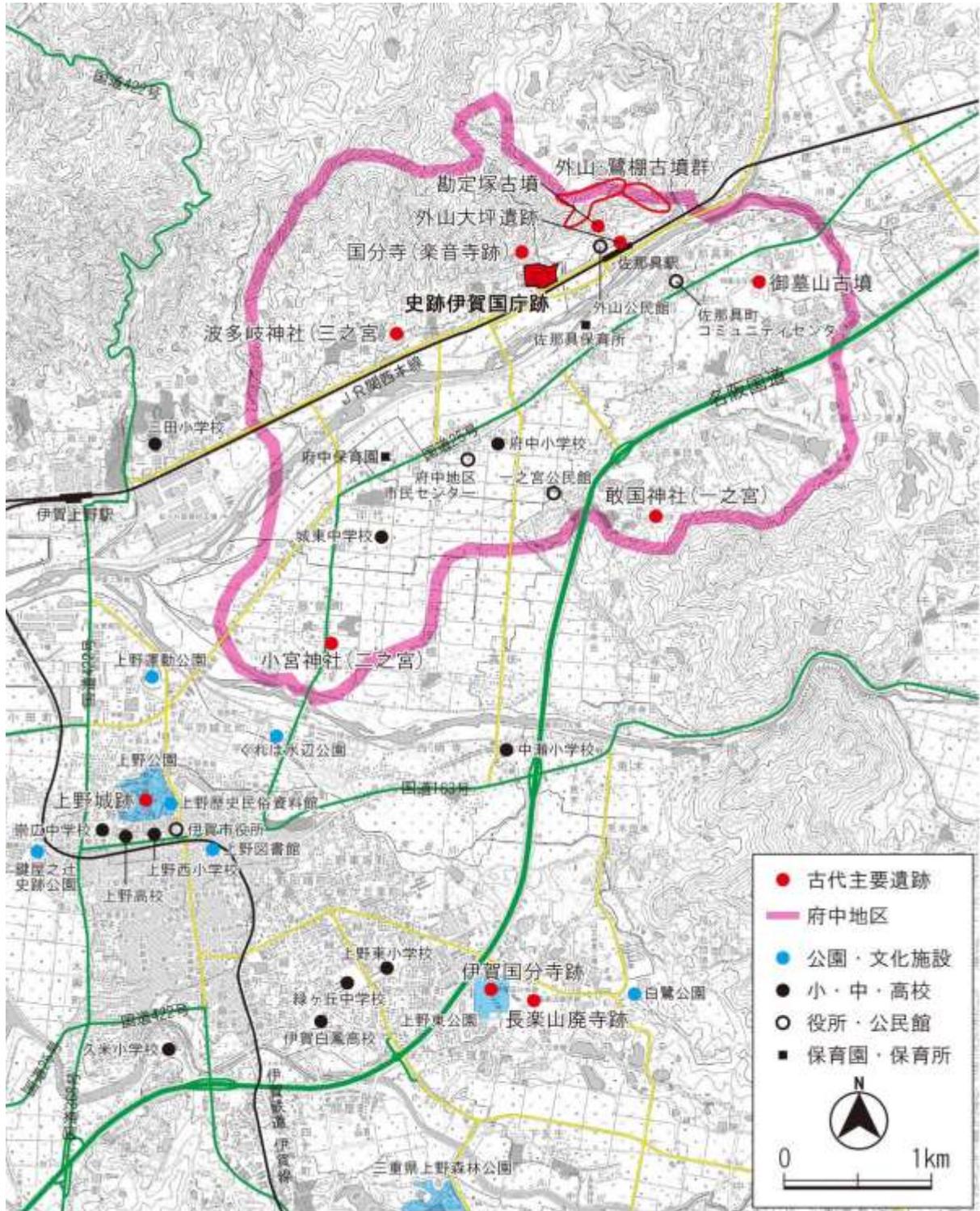
府中地区には、第5図に示したように、御墓山古墳、伊賀国庁跡、一之宮、二之宮、三之宮などの遺跡や歴史的遺産が分布しており、当地域は古代の重要な位置を占めていたことが分かる。

史跡整備にあたっては、府中地区のこれらの遺跡などをネットワーク化し、伊賀国庁成立の歴史的背景や古代伊賀国の政治的、文化的、経済的な様相を理解できるような取り組みを考える必要がある。

坂之下地区への交通アクセスとしては、自動車の場合は名阪国道・伊賀一之宮インターチェンジを降りて、国道25号を経由して北進するルートがある。電車の場合はJR関西本線の佐那具駅が最寄り駅となる。広域アクセスは比較的良好だが、受け皿となる駐車場や情報発信拠点の整備などが課題となっている。



第4図 伊賀国に関わる遺跡の分布 (国土地理院 標準地図 20万より作成)



第5図 府中地区周辺の歴史的遺産等の分布（伊賀市地形図より作成）

第4章 史跡伊賀国庁跡の概要

第1節 伊賀国府・伊賀国庁について

国府は、中央から派遣された国司の統治拠点であり、国内における政治・経済・文化の中心として、また中央と地方の接点として機能した。国府の中核施設として国庁（政庁）があり、国庁では政務・儀式・饗宴などが執り行われた。

国府には、国内統治のさまざまな機能を担う諸施設が配置されており、代表的な施設としては以下のようなものがある。

国庁（政庁）	国司が政務を行う中核施設。正殿・前殿・脇殿など。
曹司群	行政実務を行う官舎やそれに伴う施設群。
国司館	中央から派遣された国司の生活の場。

第2節 調査の経緯

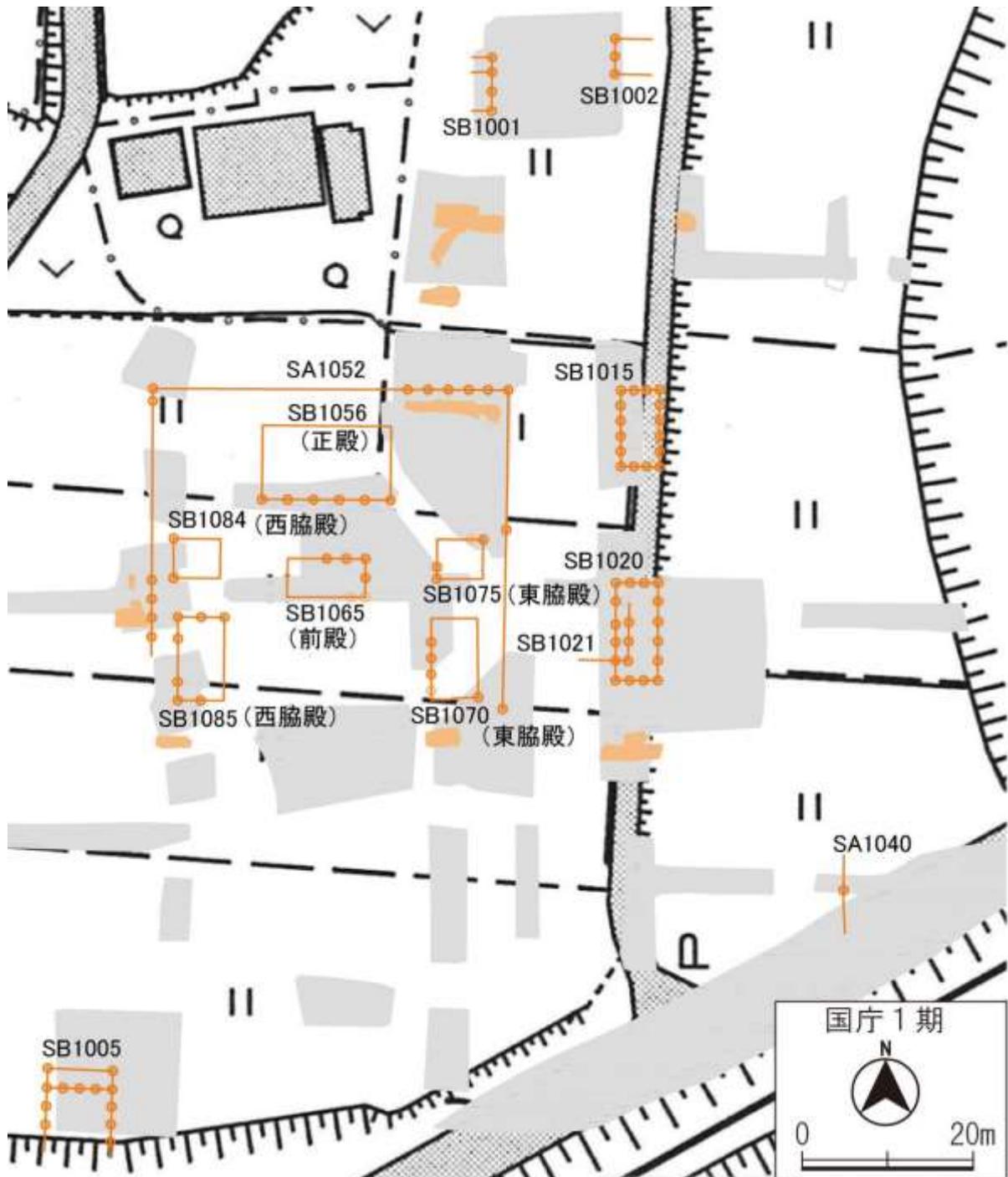
伊賀国府跡範囲確認調査は、1988（昭和63）年の圃場整備事業に伴い開始された。1988（昭和63）年度は柘植川南岸の印代・西条地区を中心に約5,000㎡の範囲で確認調査を実施し、1989（平成元）年度には柘植川南岸の一之宮・千歳地区及び柘植川北岸の国町地区を中心に、約3,000㎡の範囲で確認調査が行われた。1990（平成2）年度には、柘植川北岸の国町地区等の確認調査を約3,000㎡の範囲で実施し、大型掘立柱建物等を検出した。1991（平成3）年度も柘植川北岸の国町地区等の確認調査を約3,000㎡の範囲で実施し、坂之下・国町地区に国庁跡が存在したことを確認した。1992（平成4）年度は柘植川北岸の外山地区で約500㎡調査を実施し、1993（平成5）年度には国町地区で約1,800㎡を調査し、国庁の範囲等を確認した。調査後は、すべての調査区は遺構を完全に保護した上で埋め戻された。

第3節 遺構・遺物の概要

伊賀国庁跡は、掘立柱塀及び溝によって区画された40m強四方の小規模な国庁域を伴うものである。正殿・前殿・脇殿といった中心建物の変遷には、8世紀末から11世紀前半にかけて4度の大きな画期（以下、国庁1～4期）があったとされている。各遺構については、発掘調査報告書（三重県埋蔵文化財センター1992、2003）などに詳しく記載されているため、ここではそれに従って概要のみを述べる。

【国庁1期】（8世紀末～9世紀前半）

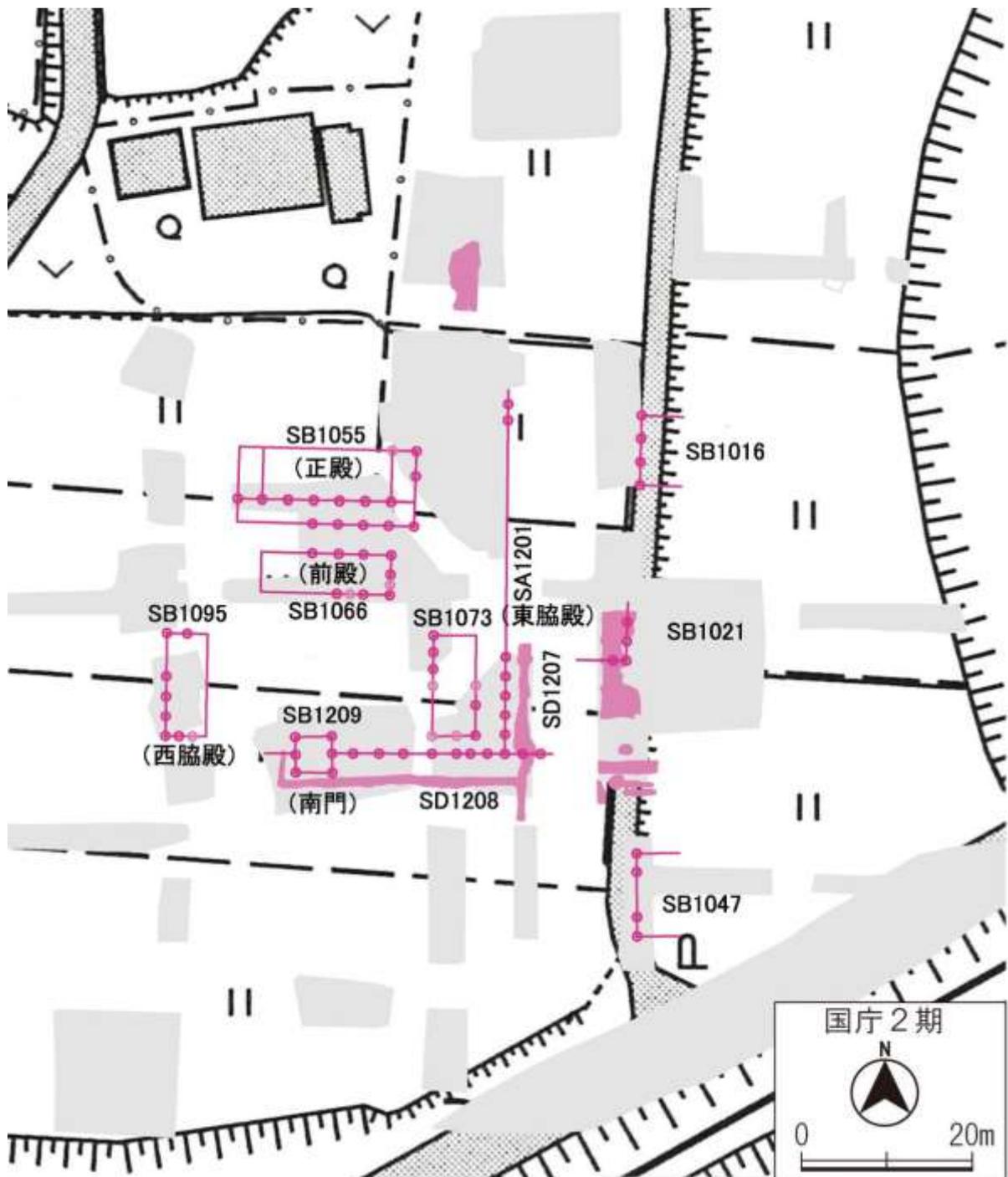
国庁域は東西140尺（≒41.4m）、南北は同程度、もしくは150尺程度と推定される掘立柱塀で画され、その中に正殿、前殿とその左右の脇殿が配されている。国庁域の東側では、南北棟の掘立柱建物（SB1015、SB1020）も検出された。



第6図 国庁1期遺構配置図（保存管理計画書より作成）

【国庁2期】（9世紀前半～10世紀前半）

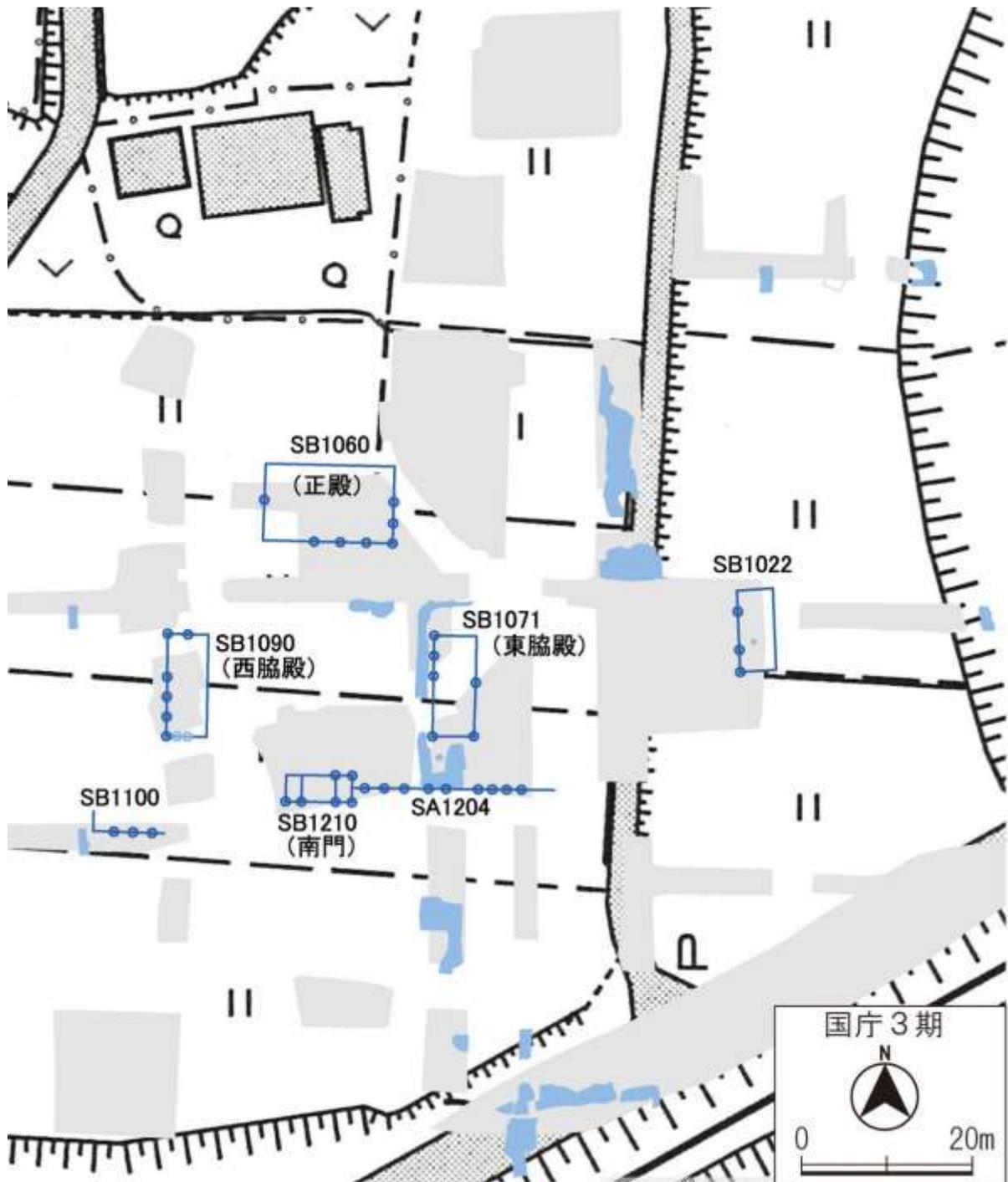
国庁域は、1期と同程度の規模の掘立柱塀で画され、南辺に四脚門が設けられる。正殿・前殿はほぼ同じ位置で建てられるが、前殿の規模は拡大している。建物方向は1期と同様にほぼ真北を向く。一方、脇殿はその位置を南にずらし、大型の南北棟掘立柱建物が、東西各1棟建てられる。また、国庁域の南及び東辺の掘立柱塀の外方で、区画溝が検出されている。



第7図 国庁2期遺構配置図（保存管理計画書より作成）

【国庁3期】（10世紀前半～10世紀後半）

国庁の主要建物が、掘立柱建物から礎石建物に建て替えられる時期である。正殿はほぼ同じ位置で、5間×3間とその規模を縮小し建て替えられるが、前殿は消失する。脇殿は前代と同一の場所で、先行する掘立柱建物の柱を切り取り礎石が据えられ、5間×2間の規模で存続する。南辺の掘立柱塀は、やや南に位置を変え、八脚門が取り付く。



第8図 国庁3期遺構配置図（保存管理計画書より作成）

【国庁4期】（10世紀後半～11世紀中頃）

国庁の衰退期と考えられる時期で、3期まで正殿が位置した箇所には3間×2間の小ぶりの建物が見られ、その前方にも3間以上×2間の東西棟建物が配されている。脇殿は東側のみで5間×2間の建物が検出されているが、正殿の方向とは一致しない。南門とその東に取り付く掘立柱塀も検出されているが、四周を巡る掘立柱塀は検出されていない。



第9図 国庁4期遺構配置図（保存管理計画書より作成）

【出土遺物】

伊賀国庁跡の発掘調査では、供膳具を主とした土器が数多く出土している。その中で主体を占めるのは土師器で、8割以上の割合を占める。黒色土器・須恵器が次いで多い。緑釉陶器・灰釉陶器も比率としては少ないが出土している。瓦片はほとんど出土せず、主要建物が掘立柱建物から礎石建物に変わっても、瓦葺きの屋根にはならなかったことを物語っている。他の注目される遺物としては、「國厨」「目□」「□寺」「姉」「泉」と判読できる墨書土器や馬歯があり、前田地区で出土した八稜鏡の破片は、極めて稀有な遺物である。

第4節 指定状況

伊賀国庁跡の史跡指定状況は以下の通りである。

名称：伊賀国庁跡

所在地：三重県伊賀市坂之下

指定年月日：平成21年7月23日

告示番号：文部科学省告示第113号

指定基準：二．国郡庁跡

管理団体指定：伊賀市（平成21年9月16日）

指定解説：木津川の支流、柘植川右岸の段丘上に位置する古代伊賀国府の国庁跡。国府の所在地については、柘植川対岸の沖積地が推定されていたが、三重県埋蔵文化財センターと上野市教育委員会による発掘調査で判明した。遺構についてはⅠ期からⅣ期の変遷があり、東西約41m、南北も同程度の掘立柱塀で区画された政庁域の中に、正殿・前殿・脇殿等が配される。主要建物は当初は掘立柱建物であるが、Ⅲ期にあたる10世紀前半から後半にかけて礎石立建物に建て替えられる。出土した墨書土器の中に「国厨」と書かれたものがあり、遺跡の所在地に「こくつちよ（国町）」と称する地名が残ることから、検出された建物群は伊賀国府の中核部分である伊賀国庁を構成するものと考えられる。このように、伊賀国庁は主要な施設の配置関係がほぼ判明し、遺構の残存状況も良好である。存続時期は8世紀末から11世紀中頃であり、下国「伊賀国」の国府中核である国庁の造営と変遷の実態を良く示すとともに、古代伊賀の政治情勢を示す上でも貴重である。（文化庁文化財部『月刊文化財』H21.8より抜粋、要約）

第5節 指定地の土地利用状況

史跡指定地の面積は総計 30,586.17 m²である。2014（平成 26）年度末時点で、伊賀市の所有地は 23,255.57 m²、民有地は 7,330.60 m²となっている。現在、公有化計画を進める整備対象範囲内の民有地で、公有化が済んでいない 3,350.00 m²の土地は、2015（平成 27）年度末までには公有化完了予定である。

指定地内には、民家3棟、水田、畦畔、水路、道路、上下水道、電柱などの施設が分布している。民有地の水田は、耕作者により耕作されているが、地下遺構に影響を及ぼしてはいない。畦畔、水路は地元により維持管理されており、市道国町線は市の道路部局の管理、指定地東側の道路は地元住民により維持管理がなされている。



第10図 公有化進捗状況（農地現況地番図より作成）

第5章 保存管理の基本理念

第1節 基本方針

保存管理の基本的な考え方は、2012（平成24）年3月策定の『史跡伊賀国庁跡保存管理計画書』28・29ページで以下のように定められた。

- ◇伊賀市総合計画をはじめ、文化財保護の理念を示した基本施策に即し、伊賀国庁跡の保存・継承を図る。
- ◇現在の居住者、農地所有者、耕作者との調整を図りつつ遺跡を確実に保存管理する。
- ◇史跡は周辺環境が守られてこそ活かされるものであるため、景観を含めた一体的な保全の方策を検討する。
- ◇伊賀国庁跡は地域の貴重な財産であるとの認識を深め、地域住民に史跡を誇りにして愛し守り育ててもらうため、史跡の保存管理は可能な限り地域住民とともに進める。
- ◇小・中学校、住民自治協議会等との積極的な連携を図る。
- ◇遺構を確実に保存することを前提にしつつ、歴史的な環境の保全、往事の姿の保存・継承に努める。
- ◇学校教育や生涯学習の場として活用されることを目指す。
- ◇周辺環境との調和を図るとともに、史跡の価値がだれにもわかりやすく理解でき、実感できるよう心がける。

第2節 整備対象地の保存管理方法

本書の第1図に示した整備対象地の保存管理方法について、保存管理計画書の30ページでは以下のように定めている。

- ◇遺構を確実に保存することを第一義的に考え、現状変更等の取扱基準を定めるとともに、公有化の後には史跡公園として積極的な活用を図る。

第3節 バッファゾーンの保護管理指針

本書の第2図に示したバッファゾーンの保護管理指針について、保存管理計画書の33ページでは以下のように定めている。

- ◇史跡地およびその周辺は、背後に砂防指定地を含む山林を有する集落および田畑を主たる構成要素としていて、既存の関係法令に基づき保全措置の調整を図る。
- ◇史跡とその景観保全の観点から、地元自治会・関係部局との連携の元に史跡保護と営農による土地保全の共存を図る。
- ◇史跡整備自体が周囲の景観との調和を損なうことのないよう努める。
- ◇史跡の環境・美化に対する啓発活動を積極的に図る。

第6章 整備基本計画

第1節 基本方針

伊賀国庁跡の整備は、第2次伊賀市総合計画の事業の一つであり、「貴重な文化財を次世代に引き継ぐため、調査、保存、伝承並びに活用に努める」とされているように、効果的な歴史公園整備が望まれている。こういった計画に基づき、古代伊賀国の中心地であるという伊賀国庁跡というコンセプトを踏まえ、保存整備事業を実施していく。また、史跡周辺の景観保全（バッファゾーン）については、保存管理計画でも述べているように、史跡周辺の山林、集落、田畑といった農村景観と史跡との調和を目指していく必要がある。これらの状況を踏まえ、伊賀国庁跡の整備における基本方針を以下のように設定する。

- ①地下遺構の保護を優先。
- ②地域住民の憩いの場となるような史跡公園整備。
- ③一般の人にも分かりやすい遺構表示。
- ④幅広い年齢層に対応した史跡公園整備。
- ⑤周辺集落や農村風景と調和した史跡公園整備。

第2節 ゾーン区分と地区別整備計画

本計画の対象範囲は、第2図に示したように、バッファゾーンと史跡指定地の2つに大きく分かれている。さらに史跡指定地は、遺構表示などを実施する整備対象地(第1図)と、民家のある区域に分かれる。遺構表示などを行う予定の整備対象地について、来訪者の動線や整備目的に合わせて、以下のようにゾーン区分する。

①遺構表示ゾーン

- ・正殿や脇殿など、国庁の中核施設について遺構表示を行うゾーン。
- ・国庁の中核施設について、発掘調査成果を元に、柱跡を半立体表示する。
- ・発掘調査で検出されていない柱跡の表示方法については、基本設計で検討する。

②エントランスゾーン

- ・史跡の玄関部として位置づけ、来訪者への総合的な情報提供を行うゾーン。
- ・総合解説板や名称碑、ベンチ、東屋などを設置する。
- ・緊急車両や管理車両が一時的に止められるような舗装整備とする。

③歴史体験ゾーン

- ・歴史的な体験イベントを実施したり、小学校の遠足等の団体客を受け入れたりするための広場として位置づけ、多目的に活用できる空間整備を行うゾーン。
- ・地被植物など、自由に出入りができるような整備とする。
- ・水道、手洗い場、散水栓、(トイレ)など水廻りの施設を北側に設置する。



第 11 図 ゾーン区分図（伊賀市地形図より作成）

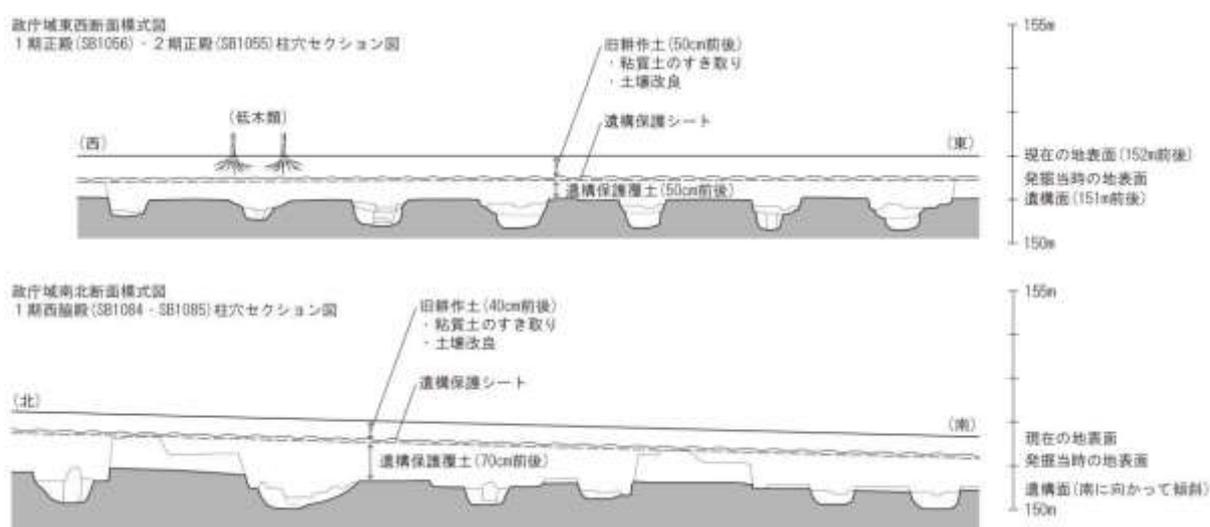
※指定地内を通る 2 本の道路について

- ・西側の市道は、道路としての利用を継続する。
- ・東側の農道は、主に農耕期に使用する道であるため、現在の位置から東側へ付け替え、史跡公園内の園路として整備し、通常は一般車両が通れないようにする。

第3節 造成計画

現在、耕作地となっており、田地に区画されている場所に位置している国庁跡は、立地していた旧地形が分かりにくい状況にある。周囲の田地と国庁域との境がはっきりと認識できるように造成する。造成にあたっては、遺構保護層を設けて地下遺構の保全を確保した上で、旧耕作土のすき取りや土壌改良、必要に応じて遺構保護シートの設置などを実施する。

現地形は、南に向かって2m前後下がるように傾斜しており、整備対象地全面を平坦に造成しようとする、南端に擁壁を設置しなければならない。そのため、遺構表示面や広場面については極力平らに造成し、適宜斜面を設けることとする（第12・15図）。また、周辺地形とのすりつけは、違和感のないように配慮する。



第12図 造成概略図

第4節 雨水排水計画

- ・雨水の表面排水は地形に沿ったものとする。
- ・整備に際して、表層を透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨水排水係数が現況から大きく変化しないように配慮する。
- ・広場としての利用の観点から、過湿状態にならないように排水計画を立てる。
- ・勾配等を工夫し、自然排水を基本とする。（ただし自然排水が難しい場合には、地下遺構への影響が極力出ないような貯水機能を持つ調整池を設ける。）
- ・指定地周辺の水路が堆積物で埋まっているため、浚渫を行う。

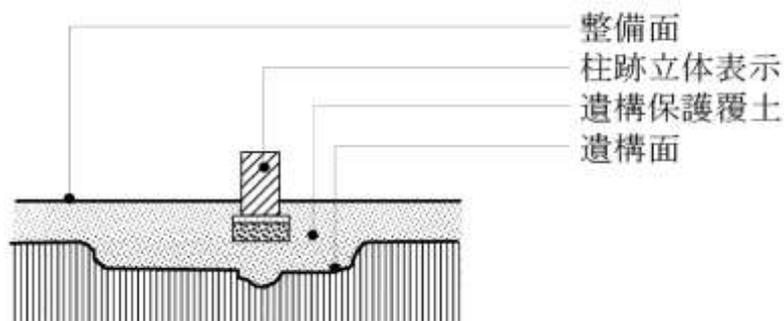
第5節 遺構整備計画

遺構表示する国庁の時期については、正殿、前殿、東西脇殿、南門、掘立柱塀、区画溝の諸施設が確認されている「国庁2期」を整備対象時期とする。

○国庁中枢部の遺構表示

◇発掘調査で検出された掘立柱建物、掘立柱塀などの柱跡を、半立体表示する。

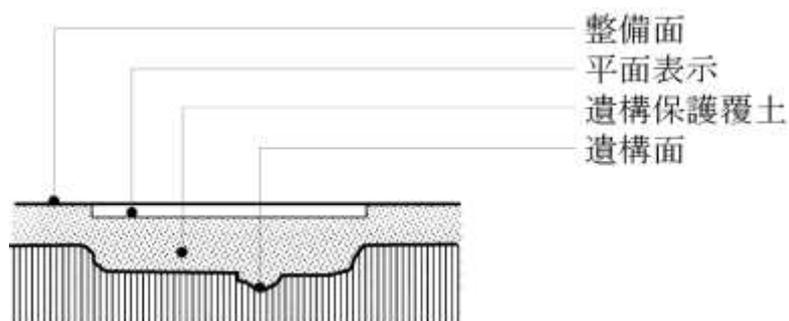
- ・遺構の上部に柱跡を模した工作物などを設置する。
- ・木材が多く用いられるが、加工石材、擬木、金属、植物など様々な素材が利用されており、使用用途にあわせ素材を選定する必要がある。
- ・柱跡の高さを40cm程度にするとスツールの様に腰掛けることが出来る。また、60cm位の高さの場合には、こども達が跳び箱代わりに利用される例もある。



第13図 半立体表示概略図

◇建物の範囲や、掘立柱塀の外側で検出された溝などについては、平面表示とする。

- ・タイルなどに遺構面を焼き付け遺構上部に設置する。耐久性、耐摩耗性などに優れたタイルを用いる必要がある。
- ・石材や、色モルタルなどによる表示もあり、使用用途にあわせ素材を選定する必要がある。



第14図 平面表示概略図

第6節 植栽・修景計画

- ・整備で導入する植栽は、地域の在来種を中心に用いることとする。ただし、利活用計画と対応させ、目的に沿った植栽となるように計画する。
- ・民有地との景観の遮蔽や、木陰の確保のために適宜、高木や生け垣植栽を行う。
- ・田地が広がっている西側は、遮蔽の必要性が低いため、低木を中心にする。
- ・高木の配置は、10～15mに1本ほどの間隔とし、落ち葉が周辺の田地に溜まらないように設計する。
- ・史跡景観を構成する周辺の水田や背後の山林などが、無秩序に改変されないように周辺環境の保全に努める。



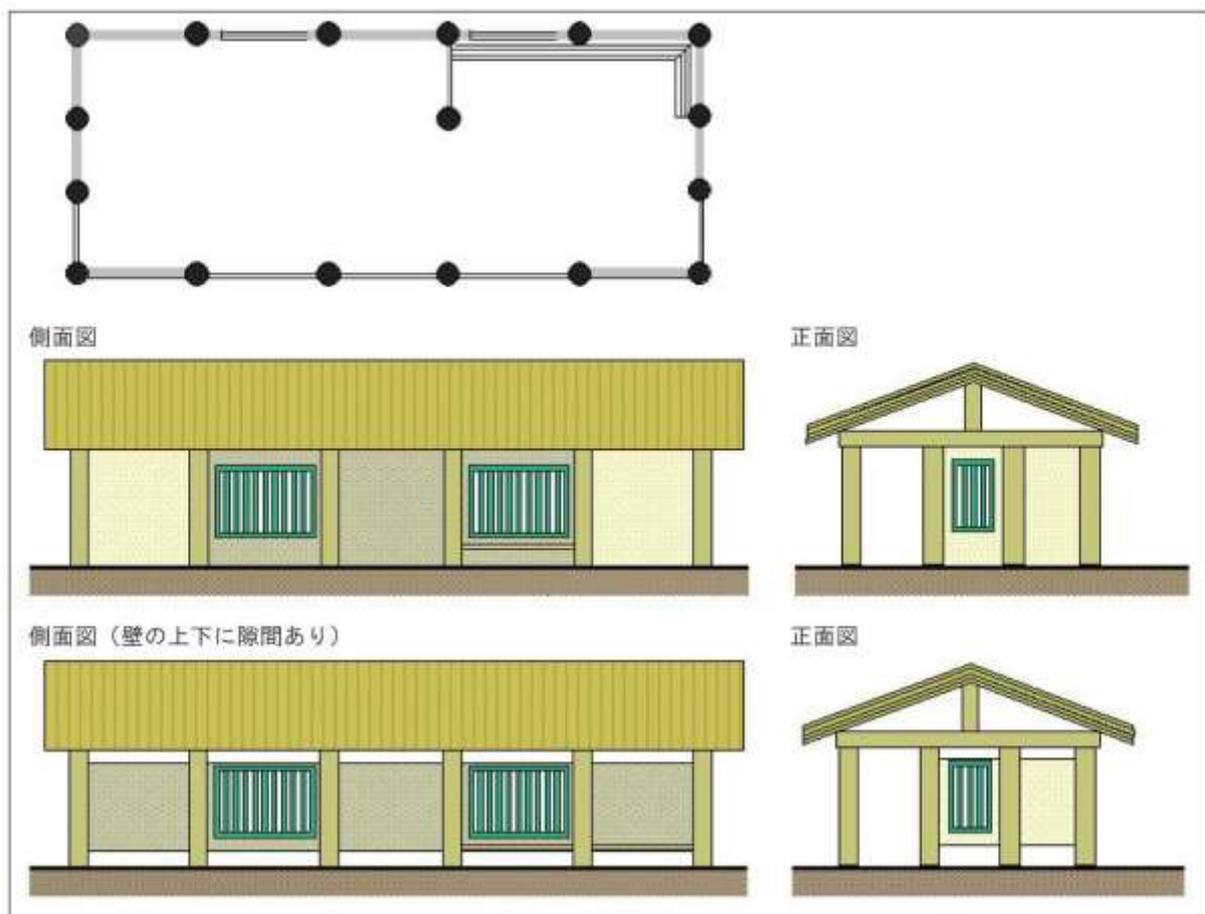
第15図 植栽・園路・法面概略図

第7節 関連施設整備計画

広場、園路、東屋、ベンチ、柵、照明灯などを適宜設置し、ユニバーサルデザインに配慮した設計とする。

○園路：指定地内の東にある農道を、現在の位置から東側へ付け替える。普段は車止めを設置して車両が入れないようにし、史跡公園内の散策道として利用できるように整備する。（農道に沿って敷設されている用水路は、現状のまま維持する。）

○東屋：休憩施設とパネル展示を兼ねた建物とする。設置位置と柱配置、外観については、「国庁1期」の掘立柱建物（SB1020）を基本とする。



第16図 東屋概略図

○ガイダンス施設：指定地周辺では設置困難なため、既設の施設において情報発信拠点の整備を検討する。

→中期的には、統廃合後の資料館に「国庁紹介スペース」

→長期的には、ガイダンス施設の新設を目指す

○駐車場、トイレ：農村公園のものを利用できないか、地元及び関係機関と検討する。

第8節 サイン計画

総合解説板をエントランスゾーンに設置し、遺構の詳細解説は東屋の壁にパネル展示する。遺構表示付近には、遺構ごとの名称板を設置する。



第17図 サイン計画図

第9節 バッファゾーンの整備計画

計画対象地であるバッファゾーンの保護管理指針については、第5章の第3節で示した通りであるが、『伊賀市景観計画』に則って、史跡と調和した景観整備を誘導していく。国庁跡は、柘植川右岸の段丘上に位置し、背後に山が、周囲に田園風景が広がっており、景観的にも重要な意味を持っているため、それらを合わせて保全していくこととする。

第7章 利活用基本計画

第1節 基本方針

伊賀国庁跡が地域によって保存・継承され、広く市民・国民にその価値を理解してもらうためには、公園としてのハード面の整備だけではなく、体験活動や学習活動などの教育プログラムや、地元行事と絡めたイベントなど、ソフト面の整備が欠かせないことから、伊賀国庁跡の利活用における基本方針を以下のように設定する。

①歴史を学ぶ場としての利用

- ・伊賀の成り立ちなど「地域の歴史を学ぶ場」として伊賀国庁跡の活用を図る。
- ・伊賀の歴史的資源を巡る「拠点の場」として伊賀国庁跡の役割を明確にする。
- ・伊賀国庁跡に係わる情報を広く発信する。
- ・児童・生徒・市民が学べる機会を提供する。

②多目的な利用

- ・市民の「憩いの場」として活用する。
- ・地元同士や地元と他地域の市民、外部の人々との「交流の場」として活用する。
- ・市内各地の諸団体との連携に努め、市民と行政が協働した活用を図る。
- ・多くの市民が参加できるイベント等を実施する。



第18図 利活用概念図

第2節 利活用計画

- 地域の歴史を学ぶ場：府中小学校をはじめとした市内の小中学校や、将来的には他地域からの学校を対象とし、学校課外活動として体験学習を中心とした利用を促進する。
- 拠点の場：周辺の文化財や資料館など、伊賀の歴史的資源を巡るルートの一拠点として、ウォーキングルートを設定し、スタンプラリーなどを実施する。
- 憩いの場：市民の健康増進や多目的な野外レクリエーション利用に対応し、公園施設や景観づくりの充実を図ることでリピート利用を促す。
- 交流の場：歴史講座やイベントなどを定期的実施し、史跡公園を介した交流人口の増加を目指す。(国府サミットの誘致)

第3節 ネットワーク計画

- 小・中学生の学習活動に適した見学学習コースを設定する。
- 古代伊賀国を感じてもらうため、府中地区の遺跡や国分二寺を巡るルートを設定する。
- 府中地区住民自治協議会で実施している文化財ウォークの情報を元に、遺跡の位置やトイレの位置、所要時間などを盛り込んだルートマップを作成する。
- 周辺遺跡と連携した見学が出来る様な案内板等を設置し、インターネットや共通パンフレット等の様々な手法により積極的な情報発信を図る。
- 他地域の史跡ボランティア団体等と草の根交流を促進する。

利活用事例

◆ 学校教育



火おこし体験（史跡大湯環状列石）



土器焼き体験（史跡大湯環状列石）

◆ 催事



縄文コンサート（史跡大湯環状列石）



縄文祭り（史跡大湯環状列石）

◆ 市民参加による復元作業



竪穴住居復元（三原田遺跡）



竪穴住居復元（三原田遺跡）

◆ 憩いの広場



市民の憩いの場（史跡水子貝塚）



市民の憩いの場（史跡水子貝塚）

利活用事例

●海老名史跡ガイドボランティアの会

<http://www.nihon-kankou.or.jp/soudan/ctrl?evt>ShowBukkenDetail&SEARCH=2&ID=14215aa1042045412>

神奈川県 | 海老名市

海老名は相模国分寺跡、国分尼寺跡や秋葉山古墳群など、いずれも国指定史跡があり、これらをご案内できます。又、大山道なども含め、多様なコースをご案内できます。多数の場合はグループ分けご案内致します。

郵便番号 243-0419

住所 海老名市大谷北3-19-22 城山 俊則

TEL 046-232-9756

FAX 046-232-9756

地域案内 神奈川県海老名市域全体 相模国分寺跡、国分尼寺跡や秋葉山古墳群などの国指定史跡および大山道などを含む。

受付時間 定休日（年末年始）

予約期限 1ヶ月

モデルコース 海老名中央公園(駅前)→相模国分寺跡→尼寺跡→秋葉山古墳群 江戸時代の大山道を歩くコース(青山道および柏尾道コース)その他市内を9地区に分けてコースを設定(ご希望によりコース設定可) 所要時間約3時間(主に午前中)

所在地 神奈川県海老名市

料金 無料 交通費は各自負担



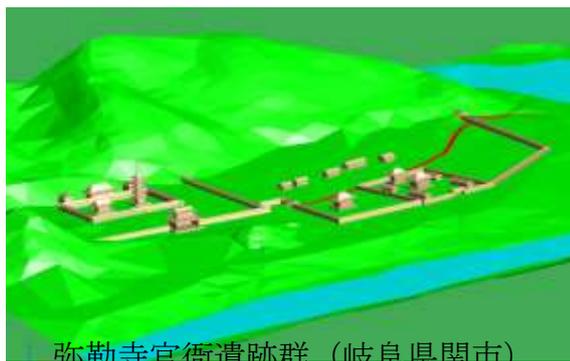
○ガイド説明時の補助ツール（タブレット端末など）

→ハード面の整備で伝えきれない情報を補足する形で、ガイドが説明する際に利用する。

→復元想像図を見せるのか、発掘調査時の遺構検出面を見せるのか、要検討。



長岡宮（東京都向日市）



弥勒寺官衙遺跡群（岐阜県関市）

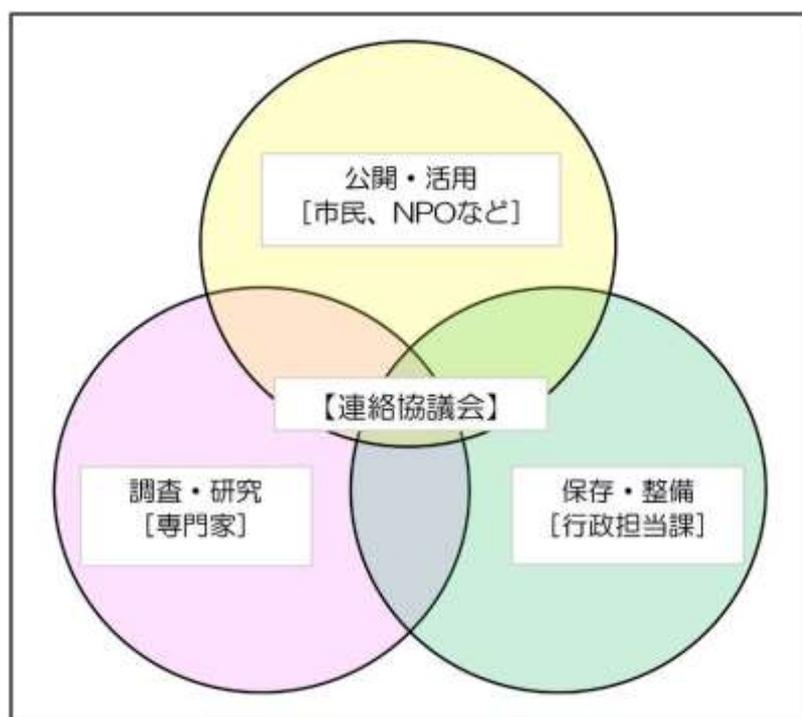
第8章 管理運営体制・調査計画

第1節 管理運営体制

史跡整備は施設の整備工事の完了をもって終了するのではなく、整備後の維持管理・活用が極めて重要である。史跡を整備活用していくための基本的な方策として、①調査・研究（確認）、②保存・整備（保護）、③公開・活用（利用促進）が必要となる。また、これらの3つの方策の効果を高めていくためには、地域が主体となり、地域の文化遺産を守っていくことが望ましく、地域住民と行政、アドバイザーの協働による運営体制を整えていく必要がある。

地域住民との協働を進めるための枠組は、①市民やNPO・ボランティアなどの各種団体、②行政、③アドバイザー（専門家）などで構成される。特に史跡の活用については、市民が史跡活用の活動に積極的に参画し、これらの活動を行政並びにアドバイザー（専門家）が支援していく体制を構築していくことが望まれる。

現在は、管理団体の伊賀市が、史跡の日常的な管理や現状変更等の許可に係る事務、整備活用事業実施の役割を担っており、一方で、府中地区住民自治協議会が、三重県の「活かそう事業」において講演会の開催や文化財ウォークなど、史跡の啓発事業を継続的に実施している。今後も、市民と行政が協働して史跡の保存・整備・活用を推進していく。



第19図 体制概念図

第2節 調査計画

史跡伊賀国庁跡は、国府の中心部分についてはある程度面的な調査が実施され、国庁の変遷もかなり把握されてきているが、各時期の国庁主要建物の平面構造や規模については未確認の点も少なくなく、存続時期についてもなお、検討を要する点がある。また、周辺の遺構については十分わかっておらず、国府の全体像は未だ明らかではない。加えて、国庁の区画塀に関しては、国庁1期では北・西・東側で検出されているが、国庁2～4期では未検出の部分が多く、正確な国庁域を解明できていない。した

がって、遺構表示を進めるためには、未確認遺構の発掘調査等を実施する必要がある。その際、遺構の発掘状況を随時、市民に見学してもらう環境を整え、史跡の活用の一環として位置づけることも目指す。さらに、出土遺物の分析や文献等の研究を進め、古代伊賀国の歴史解明を目指す。

○発掘現場の公開、一種の展示として調査成果を「見せる」

第9章 整備に向けて

第1節 年次計画

	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)
調査			(整備に向けた調査)			
計画	整備構想・整備計画		基本設計	実施設計		
整備					整備工事着手	
公有化	6,033 m ²	3,350 m ²				
活用	地元意見交換会、パブリックコメント、ワークショップ、講演会、勉強会、ガイド養成など					

	計画段階	整備段階			運用段階
	H27	H28	H29	H30	H31
史跡整備事業	基本計画	基本設計	実施設計	施工	供用
史跡活用事業	講演会等	地域学①	地域学②	ガイド養成	利活用

※史跡活用事業…歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業【補助率：原則50%】

歴史的に由緒ある史跡等について、整備後の「活用」方策も念頭に置きつつ、復元、保存・修復等の整備を行うことにより、史跡等の魅力発信につなげ、地域の活性化・アイデンティティの醸成を図る取組を支援する。

●地域情報醸成活動①…地域学①

- ・地域学講座をワークショップとして実施
 - ・楽しい体験、役に立つ内容
 - ・墨書土器、八稜鏡などのレプリカ製作…史跡整備の資材作成過程での参加「私たちの手づくり伊賀国庁跡」…出土品の中から素材となるモノを選定する

●地域情報醸成活動②…地域学②

- ・地域学講座をワークショップとして実施

●史跡情報普及活動

- ・史跡情報普及員（ガイド）養成事業…ガイド養成講座、伊賀国ガイド検定
- ・一般向け情報発信事業…企画展、シンポジウム、国府サミット

●利活用

第2節 事業費概算

伊賀国庁跡整備事業については、概算工事費は6億円弱と試算されている。

第3節 今後の課題

- ・伊賀市教育委員会（文化財担当）としての体制の整備
- ・公園担当部局（都市計画課、観光戦略課など）、公園管理者等との連携
- ・維持管理の役割分担（行政と市民）

作業種別	内容	実施主体
史跡の保存管理	指定地の登記、現状変更の有無の確認や届出、史跡の標識、囲み柵の設置など	行政で実施
施設・工作物の保守管理	園路、サイン、ベンチ、復元遺構等の保守点検及び維持補修	行政主体で実施(簡易な補修は市民主体)
植栽管理	植栽（花木など）病虫害防除、草刈り、芝の手入れ、剪定、施肥など	協働で実施(花壇などの管理は市民主体)
清掃	園路、便益施設（東屋やトイレなど）の清掃	協働で実施
巡視・点検	日常的な利用におけるチェックなど	協働で実施